

自動車事故報告規則等の一部を改正する省令並びに
関係告示の制定及び改正について（案）

平成21年8月
国土交通省

I. 趣旨

事業用自動車における事故削減のため、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会によりまとめられた『事業用自動車総合安全プラン2009』（平成21年3月）を踏まえ、自動車事故報告規則並びに旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する。また、それに伴う関係告示を制定及び改正する。

II. 改正等の概要

1. 自動車運送事業者等が国に対して行う事故報告は、自動車事故報告規則に基づき行われているが、我が国全体における危機管理意識の高まりへの対応や、迅速な行政対応によって類似事故の防止を図るため、報告対象とすべき事故の範囲、報告時期等について見直しを行い、今般、速報すべき対象の拡大及び事故速報の報告時期の迅速化等を図ることとする。（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）を一部改正し、改正後の同令に基づき関係告示を新たに制定する。）
 - 報告すべき事故として、従来、通達で定められていたものを明確化
 - ・ 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を停止させたもの
 - ・ 10台以上の多重衝突を生じたもの など
 - 速報すべき事故として追加
 - ・ 転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突したもの
 - ・ 2人（旅客自動車においては1人）以上の死者を生じたもの
 - ・ 5人以上の重傷者を生じたもの
 - ・ 自動車に積載された危険物が大量漏洩したもの など
2. 旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者が、運転者に対する指導監督を実施した際には、その内容を記録し、その記録を保存しなければならないこととする。（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部改正）
3. 旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、新たに運転者を雇い入れた際、運転者の過去の事故歴を把握し、運転者に対し、必要に応じた指導を行うとともに、適性診断を受けさせるべきこととする。（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号）」及び「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号）」の一部改正）

4. その他所要の改正を行うこととする。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成 2 1 年 9 月

施 行 平成 2 1 年 1 0 月

以 上